小瀬川水防災タイムライン　＜防災行動項目案＞

①関係機関で連携が必要な行動項目
●：主体となる機関（情報発信も含む）
○：支援・協働する機関（情報受信も含む）

②関係機関で周知・共有していくべき行動項目（先読み・参考情報）
■：主体となる機関
□：情報を確認する機関

◎:住民の防災行動に関わる場合に記載
赤字:第1回検討会のご意見反映箇所

状況・気象情報等	ＴＬ レベル	防災行動項目					避難勧告型記載項目	役割																								
								国					ダム		県		市町			消防	警察	陸上自衛隊	ライフライン		交通				報道機関	医師会	中国建設弘済会	住民
		第１階層	第2階層	第３階層	No.	旧No.		広島地方気象台	下関地方気象台	太田川河川事務所	広島国道事務所	山口河川国道事務所	弥栄ダム管理所	中国電力西部水力センター	広島県	山口県	大竹市	岩国市	和木町				中国電力	ＬＰガス協会	ＪＲ西日本	西日本高速道路支社中国	いわくにバス	大竹タクシー				
・台風:3日後に台風が小瀬川水系に影響するおそれ ・早期注意情報（警報級の可能性）中または高	レベル０ 3日前準備	気象情報	台風進路予報	気象台が台風の進路予報を行う	1	1	●	●	●																							
		気象情報	早期注意情報発表（中・高）	早期注意情報（警報級の可能性）の発表が中または高になった際に、気象台が発表する	2	2		●	●																								
		タイムライン運用情報	タイムライン立ち上げ協議	気象台、太田川河川事務所、大竹市、岩国市、和木町がタイムラインの立ち上げに関して協議を行う。	3	3		●	●	●							●	●	●													
		タイムライン運用情報	タイムライン立ち上げ周知	各市町より関係機関に対してタイムラインの立ち上げを周知する。	4	3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		気象情報	台風に関する九州北部、中国地方気象情報（随時）	九州北部地方、中国地方に台風による影響が予想される場合に、気象台が九州北部、中国地方気象情報を発表する	5	4	●	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		水防活動	災対機械・備蓄資材等の確認	太田川河川事務所、弥栄ダム管理所が災害対策用機械や備蓄資材等の確認を行う	6	5	●	□	□	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		水防活動	備蓄資材等の確認	広島県、山口県、大竹市、岩国市、和木町が備蓄資材等の確認を行う	7	6		□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		報道機関の対応	気象情報の報道	報道機関が台風の進路予想や大雨の予想などの気象情報を報道し、住民へ注意を促す	8	7		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎
		各機関防災体制情報	早期警戒体制	早期避難場所の開設の必要があると認められる場合、岩国市は「早期警戒体制」とし、職員を配備する	9			□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
・台風:2日後に台風が小瀬川水系に影響するおそれ ・早期注意情報（警報級の可能性）中または高 ・大雨・洪水注意報	レベル０ ２日前準備	気象情報	台風進路予報	気象台が台風の進路予報を行う	10	8	●	●	●																							
		気象情報	早期注意情報発表（中・高）	早期注意情報（警報級の可能性）の発表が中または高になった際に、気象台が発表する	11	9		●	●																								
		気象情報	大雨注意報・洪水注意報発表	気象台が大竹市、岩国市、和木町に大雨注意報・洪水注意報を発表する	12	16	●	●	●								○	○	○													
		気象情報	台風に関する県気象情報発表（随時）	気象台が台風に関する県気象情報を発表する	13	11	●	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		気象情報	県気象情報発表（随時）	気象台が県気象情報を発表する	14	12	●	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		気象情報	台風説明会の実施	気象台が台風説明会を実施する	15	13	●	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		鉄道の運休対応	【鉄道】計画運休の可能性の周知	今後の台風の状況により計画運休の可能性がある場合、鉄道会社が運行状況について駅やホームページ等への掲載を行い、報道機関に対して伝達、周知する。	16	14																			●				○			◎
		報道機関の対応	計画運休の可能性の報道	JRの計画運休の可能性がある場合に、その報道を行い、住民へ注意を促す	17	15		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎
		各機関防災体制情報	注意体制	大雨注意報・洪水注意報が発表された場合、岩国市は注意体制とし職員を配備する また大竹市は注意体制、和木町は第一警戒体制とする（職員の配備は無し）	18	17	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		各機関防災体制情報	第一警戒体制	大雨注意報・洪水注意報が発表された場合、広島県、山口県は第一警戒体制とし職員を配備する	19	17		□	□	□	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		水防活動	消防団・水防団等への注意喚起	大竹市、岩国市は消防団、水防団等に対して注意喚起を行う	20	19	●										●	●		○												
		学校の防災対応	学校の対応方針に関する連絡	大竹市、岩国市、和木町の教育委員会が学校に対して、今後の対応方針について伝達する	21	20		□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		学校の防災対応	臨時休校の決定と周知	災害の発生が予想される場合、和木町の教育委員会が学校と協議し、臨時休校の決定および各学校へ周知を行う	22			□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	◎
		報道機関の対応	気象情報の報道	報道機関が台風の進路予想や大雨の予想などの気象情報を報道し、住民へ注意を促す	23	28		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎
		ダム施設の対応	弥栄ダム洪水警戒体制の通知	弥栄ダム管理者は、洪水警戒体制へ入った場合、太田川河川事務所、大竹市、岩国市、和木町、警察、消防に対して通知を行う(※小瀬川流域平均累計雨量が50mmを超過、各市町に大雨警報・洪水警報が発令された場合においても洪水警戒体制へ入る)	24					○			●				○	○	○	○	○											
		ダム施設の対応	小瀬川ダム放流開始の通知	小瀬川ダム管理者は、放流開始の前に、弥栄ダム管理者に対して放流開始の通知を行う	25								○		●	●															
		ダム施設の対応	渡之瀬ダム放流開始の通知	渡之瀬ダム管理者は、放流開始の前に、弥栄ダム管理者に対して放流開始の通知を行う	26								○	●																	
		ダム施設の対応	事前放流開始の通知	弥栄ダム管理者は、事前放流が必要と判断される場足、放流を開始する概ね1時間前に太田川河川事務所、大竹市、岩国市、和木町、警察、消防に対して通知を行う	27					○			●				○	○	○	○	○											
		ダム施設の対応	放流開始の通知	弥栄ダム管理者は、コンジットゲートから放流を開始する概ね1時間前に太田川河川事務所、大竹市、岩国市、和木町、警察、消防に対して通知を行う	28	40				○			●				○	○	○	○	○											
		ダム施設の対応	一般への通知	弥栄ダム管理者は、各警報地点で水位上昇が予想される30分前にサイレン又は疑似音の吹鳴等により一般に対して通知を行う	29								●																			◎
		水防活動	堤外地への注意喚起	和木町は、弥栄ダム管理者から事前放流に関する通知を受けた場合、堤外地（河川敷）への立ち入りについて、必要に応じ防災行政無線等により注意喚起を行う	30			□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		各機関防災体制情報	注意体制	管内の市町村において、大雨警報又は洪水警報が発令され、支部長が判断する場合、太田川河川事務所が注意体制を発令する	31	26	●	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	

小瀬川水防災タイムライン　＜防災行動項目案＞

①関係機関で連携が必要な行動項目
●：主体となる機関（情報発信も含む）
○：支援・協働する機関（情報受信も含む）

②関係機関で周知・共有していくべき行動項目（先読み・参考情報）
■：主体となる機関
□：情報を確認する機関

◎:住民の防災行動に関わる場合に記載
赤字:第1回検討会のご意見反映箇所

状況・気象情報等	ＴＬ レベル	防災行動項目					避難勧告型記載項目	役割																								
								国					ダム		県		市町			消防	警察	陸上自衛隊	ライフライン			交通				報道機関	医師会	中国建設弘済会	住民
		第１階層	第2階層	第３階層	No.	旧No.		広島地方気象台	下関地方気象台	太田川河川事務所	広島国道事務所	山口河川国道事務所	弥栄ダム管理所	中国電力西部水力センター	広島県	山口県	大竹市	岩国市	和木町				中国電力	LPガス協会	NTT西日本 山口支店	JR西日本	西日本高速道路 中国支社	いわくにバス	大竹タクシー				
【ダム】 急激な河川水位上昇の通知 【洪水・内水】 ・水防団待機水位超過 ・大雨・洪水注意報 ・大雨・洪水警報	レベル１	ダム施設の対応	弥栄ダム放出量増加による急激な河川水位上昇の通知	弥栄ダム管理者は、下流河川において急激な水位上昇が見込まれる放流を開始する概ね1時間前に、太田川河川事務所、大竹市、岩国市、和木町、警察、消防に対して通知を行う	32					○			●				○	○	○	○	○											
		ダム施設の対応	一般への通知	弥栄ダム管理者は、各警報地点で水位上昇が予想される30分前にサイレン又は疑似音の吹鳴等により一般に対して通知を行う	33								●																			◎
		水防活動	水防警報（待機）発表	基準地点の水位が、水防団待機水位を超え、なお水位上昇の恐れがあるとき、太田川河川事務所が水防警報（待機）を発表する	34	29	●			●					○	○	○	○	○	○										○			
		気象情報	大雨警報・洪水警報発表	気象台が大竹市、岩国市、和木町に大雨警報・洪水警報発表を発表する	35	23	●	●	●								○	○	○													
		タイムライン運用情報	タイムラインレベル1移行周知	タイムラインレベルの移行が必要な場合、大竹市、岩国市、和木町が全機関に対してタイムラインの移行を周知する。	36	30		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		気象情報	台風に関する県気象情報発表（随時）	気象台が台風に関する県気象情報を発表する	37	31	●	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		気象情報	県気象情報発表（随時）	気象台が県気象情報を発表する	38	32	●	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		各機関防災体制情報	第二警戒体制	大雨警報・洪水警報・高潮警報が発表された場合に、広島県、山口県、大竹市、和木町は第二警戒体制、岩国市は警戒体制とし職員を配備する	39	24	●	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		避難所情報	避難所又は避難場所の開設	大竹市、岩国市、和木町は避難所又は避難場所の開設を行い自主避難者の受け入れを行う	40	43	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	◎
		河川施設等の対応	樋門操作員の出動要請	河川管理者である国が大竹市、岩国市に対して樋門操作員の出動を要請する	41	21	●			●							○	○															
		河川施設等の対応	樋門操作員出動指示	大竹市、岩国市は、樋門操作員に出動を指示する	42	22	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		水防活動	水防団指示（待機）	大竹市、岩国市、和木町が消防（水防団等）に対して待機を指示する	43	33	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		水防活動	水位の警戒	岩国地区消防組合消防本部は、水防団待機水位を超過した場合消防車両等で水位の警戒をおこなう	44			□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		点検・パトロール	委託施設、占用物の対応状況確認	大竹市、岩国市、和木町は、委託施設や占用物の出水時の対応状況を適宜確認する	45	65	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		各機関防災体制情報	災害対策本部設置【非常体制】	災害が発生、または災害発生の恐れがある場合や県への台風の上陸が明らかであり事前の設置が必要と判断される場合、広島県または山口県は非常体制とし災害対策本部を設置する（※上記の場合以外は、設置しないこともある）	46	27		□	□	□	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		各機関防災体制情報	災害対策本部準備体制	災害が発生、または災害発生の恐れがある場合や県への台風の上陸が明らかであり今後災害対策本部体制への移行が想定される場合、大竹市は災害対策本部準備体制とする	47	27		□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		学校の防災対応	臨時休校の決定と周知	災害の発生が予想される場合、大竹市、岩国市の教育委員会が学校と協議し、臨時休校の決定および各学校へ周知を行う（※岩国市は学校長が判断をおこなう）	48	41		□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	◎
		鉄道の運休対応	【鉄道】計画運休の決定	今後の台風や降雨の状況により計画運休の可能性がある場合、鉄道会社が運行状況について駅やホームページ等への掲載を行い、報道機関に対して伝達、周知する※台風により事前に計画運休の必要性があると判断された場合	49	35																				●				○			◎
		バスの運休対応	【バス】計画運休の決定	今後の台風や降雨の状況により利用者の安全が確保できないと判断した場合、利用者へホームページやテレビ・ラジオ等で周知する	50	36																						●		○			◎
		タクシーの運休対応	【タクシー】計画運休の決定	今後の台風や降雨の状況により利用者の安全が確保できないと判断した場合、利用者へホームページやテレビ・ラジオ等で周知する	51	37																							●	○			◎
		報道機関の対応	気象や河川情報・計画運休の報道	報道機関が台風の進路予想や大雨の予想などの気象情報や河川水位の情報などの報道と交通機関の計画運休が決定した場合にはその報道を行い、住民へ注意を促す	52	38		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎
		ライフラインの防災対応	ライフライン復旧対応準備	水防団待機水位を超過し、災害の発生が見込まれる場合、ライフライン機関（水道局、中国電力、LPガス協会、NTT西日本）が復旧対応の準備を行う	53	39		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	
		水防活動	水防警報（準備）発表	基準地点の水位が、はん濫注意水位を突破することが予想され、なお水位の上昇のおそれがあるとき、太田川河川事務所が水防警報（準備）を発表する	54	29	●			●					○	○	○	○	○	○										○			
		水防活動	水防団指示（準備）	大竹市、岩国市、和木町が消防（水防団等）に対して準備を指示する	55	33	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		報道機関の対応	避難情報の報道	報道機関が避難所の開設情報や自主避難受入情報などの報道を行い、住民へ注意を促す	56	46		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎

小瀬川水防災タイムライン　＜防災行動項目案＞

①関係機関で連携が必要な行動項目
●：主体となる機関（情報発信も含む）
○：支援・協働する機関（情報受信も含む）

②関係機関で周知・共有していくべき行動項目（先読み・参考情報）
■：主体となる機関
□：情報を確認する機関

◎:住民の防災行動に関わる場合に記載
赤字:第1回検討会のご意見反映箇所

状況・気象情報等	ＴＬ レベル	防災行動項目					避難勧告型記載項目	役割																								
								国					ダム		県		市町			消防	警察	陸上自衛隊	ライフライン			交通				報道機関	医師会	中国建設弘済会	住民
		第１階層	第2階層	第３階層	No.	旧No.		広島地方気象台	下関地方気象台	太田川河川事務所	広島国道事務所	山口河川国道事務所	弥栄ダム管理所	中国電力西部水力センター	広島県	山口県	大竹市	岩国市	和木町				中国電力	ＬＰガス協会	ＮＴＴ西日本 山口支店	ＪＲ西日本	西日本高速道路 支社 中国	いわくにバス	大竹タクシー				
【ダム】 ・防災操作（洪水調節）の開始 【洪水・内水】 ・氾濫注意水位超過 ・大雨警報（浸水害） ・洪水警報 【土砂災害】 ・大雨警報（土砂災害） 【高潮災害】 ・高潮注意報	レベル２	ダム施設の対応	弥栄ダム防火操作（洪水調節）開始の情報	弥栄ダム管理者は、弥栄ダムへの流入量が300m3/ｓに達し、洪水調節を開始した時、太田川河川事務所、大竹市、岩国市、和木町、警察、消防に対して通知を行う	57	80				○			●				○	○	○	○	○										
		防災気象情報	洪水予報（氾濫注意情報）発表	基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、今後も水位上昇が予測される場合、気象台および太田川河川事務所が洪水予報（氾濫注意情報）を発表する	58	47	●	●	●	●					○	○	○	○	○		○									○			
		防災気象情報	大雨警報（浸水害）発表	気象台が大竹市、岩国市、和木町に大雨警報（浸水害）を発表する	59			●	●								○	○	○											○			
		防災気象情報	大雨警報（土砂災害）発表	気象台が大竹市、岩国市、和木町に大雨警報（土砂災害）を発表する	60			●	●								○	○	○											○			
		防災気象情報	高潮注意報発表	気象台が大竹市、岩国市、和木町に高潮注意報を発表する	61			●	●								○	○	○											○			
		タイムライン運用情報	タイムラインレベル2移行周知	タイムラインレベルの移行が必要な場合、大竹市、岩国市、和木町が全機関に対してタイムラインの移行を周知する。	62	48		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		水防活動	水防警報（出動）発表	基準地点の水位が、氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が予想され災害の生じる恐れがあるとき、又は、河川情報等により災害の生じるおそれのあるとき、河川管理者である太田川河川事務所が水防警報（出動）を発表する	63	49	●			●					○	○	○	○	○	○										○			
		各機関防災体制情報	災害対策本部設置【第一次非常体制】	災害が発生し、または災害発生の恐れがある場合に、災害対策本部を設置、大竹市、岩国市、和木町は第一次非常体制とする	64	74	●														●												
		水防活動	水防団指示（出動）	大竹市、岩国市、和木町は消防（水防団等）に対して出動を指示し、水防団は河川巡視等を開始する	65	50	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		各機関防災体制情報	警戒体制	基準点の水位が氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の恐れがある場合又は被害が発生した場合、太田川河川事務所が警戒体制を発令する	66	51	●	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		気象情報	台風に関する県気象情報発表（随時）	気象台が台風に関する県気象情報を発表する	67	52	●	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		気象情報	県気象情報発表（随時）	気象台が県気象情報を発表する	68	53	●	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
		報道機関の対応	避難情報や気象、河川情報の報道	報道機関が避難情報や気象情報、河川水位の情報などの報道を行い、住民へ注意を促す	69	69		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎
		避難所情報	指定緊急避難所又は指定避難所開設の準備	災害の発生が予想される場合、岩国市、和木町が指定緊急避難場所および指定避難所開設の準備を開始し、避難所の情報は適宜情報共有する	70	42	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		避難所情報	第一次及び第二次避難場所開設	災害の発生が予想される場合、大竹市が第一次及び第二次避難場所開設をおこない、避難所の情報は適宜情報共有する	71			□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		避難情報	夜間・早朝の場合における 避難準備・高齢者等避難開始発令の検討	大竹市、岩国市、和木町は、避難が必要な状況が夜間・早朝の場合、避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討する	72	62	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	◎
		避難情報	地域限定はん濫警戒情報	基準地点の水位が、地域限定氾濫危険水位に到達し、引き続き増水が予想されるとき、太田川河川事務所が大竹市、岩国市に対して、対象地区の地域限定情報を伝達する	73	54				●							○	○															◎
		避難情報	対象地区　避難勧告発令	地域限定はん濫警戒情報が伝達された場合に、対象地区（大竹市は比作・安条、岩国市は小瀬）に避難勧告等を発令する	74	55											●	●												○			◎
		ライフラインの防災対応	特設公衆等の設置検討	避難対象エリアの通信確保に関する情報を受け特設公衆等の設置の検討する。	75	56		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□
		鉄道の運休対応	【鉄道】計画運休の実施	計画運休を実施した際に、鉄道会社が運行状況について駅やホームページ等への掲載を行い、報道機関に対して伝達、周知する※台風により事前に計画運休の必要性があると判断された場合	76	56																			●				○			◎
		バスの運休対応	【バス】計画運休の実施	計画運休を実施した際に、バス会社が運行状況について利用者へホームページやテレビ・ラジオ等で周知する	77	57																						●		○			◎
		タクシーの運休対応	【タクシー】計画運休の実施	計画運休を実施した際に、タクシー会社が運行状況について利用者へホームページやテレビ・ラジオ等で周知する	78	58																							●	○			◎
		報道機関の対応	計画運休実施の報道	計画運休を実施した場合に、報道を行い、住民へ注意を促す	79	59		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎
		各機関防災体制情報	リエゾン派遣の要請	必要に応じて大竹市、岩国市、和木町が太田川河川事務所、広島国道事務所、山口河川国道事務所に対してリエゾン派遣を要請する	80	60	●			○	○	○					●	●	●														
		各機関防災体制情報	リエゾン派遣	必要に応じて太田川河川事務所、広島国道事務所、山口河川国道事務所が大竹市、岩国市、和木町に対してリエゾンを派遣する	81	61	●	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		避難情報	夜間・早朝の場合における 避難準備・高齢者等避難開始発令の検討	大竹市、岩国市、和木町は、避難が必要な状況が夜間・早朝の場合、避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討する	82	62	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	◎
		交通規制情報	道路通行止め	道路の通行止めを実施する場合に、道路管理者である国は関係機関に対して道路の通行止めを伝達し、県は道路見えるナビにより周知する	83	63					●	●			●	●	○	○	○											○			
		点検・パトロール	出水時点検（河川巡視）	太田川河川事務所は、基準地点の水位が水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に達する恐れがある場合、出水時点検（河川巡視）を実施する 出水時点検（河川巡視）による河川管理施設及び許可工作物の状況確認を行い、必要に応じて関係機関へ連絡する	84	64	●	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		点検・パトロール	委託施設、占用物の対応状況確認	大竹市、岩国市は、委託施設や占用物の出水時の対応状況を適宜確認する	85	65	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		水防活動	排水ポンプ車の出動要請	必要に応じて、大竹市、岩国市、和木町は国に対して排水ポンプ車の出動を要請する	86	68				○							●	●	●														
		水防活動	排水ポンプ場への職員配置	和木町は、関ケ浜地区、和木地区の排水ポンプ場へ職員を配備する	87														●														

小瀬川水防災タイムライン　＜防災行動項目案＞

①関係機関で連携が必要な行動項目
●：主体となる機関（情報発信も含む）
○：支援・協働する機関（情報受信も含む）

②関係機関で周知・共有していくべき行動項目（先読み・参考情報）
■：主体となる機関
□：情報を確認する機関

◎:住民の防災行動に関わる場合に記載
赤字:第1回検討会のご意見反映箇所

状況・気象情報等	ＴＬ レベル	防災行動項目					避難勧告型記載項目	役割																										
								国					ダム		県		市町			消防	警察	陸上自衛隊	ライフライン			交通				報道機関	医師会	中国建設弘済会	住民
		第１階層	第2階層	第３階層	No.	旧No.		広島地方気象台	下関地方気象台	太田川河川事務所	広島国道事務所	山口河川国道事務所	弥栄ダム管理所	中国電力西部水力センター	広島県	山口県	大竹市	岩国市	和木町				中国電力	ＬＰガス協会	ＮＴＴ西日本山口支店	ＪＲ西日本	西日本高速道路支社中国	いわくにバス	大竹タクシー				
【ダム】 ・異常時洪水時防災操作〇時間前情報 【洪水・内水】 ・避難判断水位超過 ・大雨警報（浸水害） ・洪水警報 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報 【高潮災害】 ・高潮警報 ・高潮特別警報	レベル3	ダム施設の対応	弥栄ダム異常洪水時防災操作（〇時間前）	弥栄ダム管理者は、弥栄ダムの水位が洪水時最高水位に到達することが予想されることに伴う、異常洪水時防災操作移行の概ね〇時間前（適宜）に、太田川河川事務所、大竹市、岩国市、和木町、警察、消防に対して通知を行う	88	113				○			●				○	○	○	○	○									○			
		防災気象情報	洪水予報（氾濫警戒情報）発表	基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、気象台および太田川河川事務所が洪水予報（氾濫警戒情報）を発表する	89	70	●	●	●	●					○	○	○	○	○		○									○			
		防災気象情報	土砂災害警戒情報発表	気象台が大竹市、岩国市、和木町に土砂災害警戒情報を発表する	90			●	●								○	○	○											○			
		防災気象情報	高潮警報発表	気象台が大竹市、岩国市、和木町に高潮警報を発表する	91			●	●								○	○	○											○			
		防災気象情報	高潮特別警報発表	気象台が大竹市、岩国市、和木町に高潮特別警報を発表する	92			●	●								○	○	○											○			
		タイムライン運用情報	タイムラインレベル3移行周知	タイムラインレベルの移行が必要な場合、大竹市、岩国市、和木町が全機関に対してタイムラインの移行を周知する。	93	72		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		避難情報	浸水想定区域 避難準備・高齢者等避難開始発令	基準地点の水位が、避難判断水位に到達しさらに上昇する見込みがある場合に、大竹市、岩国市、和木町が住民に対して避難準備・高齢者等避難開始の発令を防災無線や広報車及び緊急速報メール等で周知する	94	71	●										●	●	●														◎
		各機関防災体制情報	災害対策本部設置【非常体制】	災害が発生、または災害発生の恐れがある場合や県への台風の上陸が明らかであり事前の設置が必要と判断される場合、広島県または山口県は非常体制とし災害対策本部を設置する（※上記の場合以外は、設置しないこともある）	95	27		□	□	□	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		水防活動	水防警報（指示）発表	出水状況の情報、又は災害のおこるおそれのあるとき（適宜）、太田川河川事務所が水防警報（指示）を発表する	96	66	●			●					○	○	○	○	○	○													
		ホットライン	漏水・浸食に関する危険箇所情報の提供	太田川河川事務所は堤防の浸食及び漏水を発見した場合に、大竹市、岩国市、和木町にホットラインで情報提供を行う	97	67	●			●							○	○	○														
		避難情報	避難勧告発令の検討	ホットラインを受けて、大竹市、岩国市、和木町は避難勧告発令を検討する	98	83		□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		ライフラインの防災対応	特設公衆等の設置検討	避難対象エリアの通信確保に関する情報を受け特設公衆等の設置の検討する	99	84		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□
		運行調整	運行調整	駅が避難勧告となった場合、見合わせを実施するか通過する	100			□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□
		各機関防災体制情報	水防本部等設置	避難判断水位を超過し、さらに水位の上昇が認められる場合に、大竹市、岩国市が水防本部、和木町が災害対策本部を設置するただし、台風の暴風域が12時間以内に市にかかる場合、災害対策本部【第一次非常体制】を設置する	101	73		□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		気象情報	台風に関する県気象情報発表（随時）	気象台が台風に関する県気象情報を発表する	102	75	●	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		気象情報	県気象情報発表（随時）	気象台が県気象情報を発表する	103	76	●	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		気象情報	暴風警報発表	気象台が平均風速が基準値となった場合に、暴雨警報を発表する	104	77		■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		交通規制情報	道路通行止め	道路の通行止めを実施する場合に、道路管理者である国は関係機関に対して道路の通行止めを伝達し、県は道路見えるナビにより周知する。	105	78					●	●			●	●	○	○	○		○									○			
		交通規制情報	交通誘導	交通誘導の必要性がある場合に、警察は交通誘導を行い道路管理者へ伝達を行う	106	79					○	○			○	○					●												
		ダム施設の対応	弥栄ダム防火操作（洪水調節）開始の情報	弥栄ダム管理者は、弥栄ダムへの流入量が300m3/ｓに達し、洪水調節を開始した時、太田川河川事務所、大竹市、岩国市、和木町、警察、消防に対して通知を行う	107	80				○			●				○	○	○	○	○												
		ホットライン	ホットライン（氾濫危険水位超過の恐れ）	太田川河川事務所から大竹市、岩国市、和木町へ避難勧告等の発令目安である氾濫危険水位超過の恐れがある旨を連絡する。	108	81	●			●							○	○	○														
		ホットライン	ホットライン（特別警報発表可能性）	気象台から大竹市、岩国市、和木町へ特別警報発表の可能性と今後の降雨状況等を助言する	109	82	●	●	●								○	○	○														
		報道機関の対応	避難情報や交通規制の報道	報道機関が避難情報や道路の通行止め情報の報道を行い、住民へ注意を促す	110	84		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎

小瀬川水防災タイムライン　＜防災行動項目案＞

①関係機関で連携が必要な行動項目
●：主体となる機関（情報発信も含む）
○：支援・協働する機関（情報受信も含む）

②関係機関で周知・共有していくべき行動項目（先読み・参考情報）
■：主体となる機関
□：情報を確認する機関

◎:住民の防災行動に関わる場合に記載
赤字:第1回検討会のご意見反映箇所

状況・気象情報等	ＴＬ レベル	防災行動項目					避難勧告型記載項目	役割																									
								国					ダム		県		市町			消防	警察	陸上自衛隊	ライフライン			交通				報道機関	医師会	中国建設弘済会	住民
		第１階層	第2階層	第３階層	No.	旧No.		広島地方気象台	下関地方気象台	太田川河川事務所	広島国道事務所	山口河川国道事務所	弥栄ダム管理所	中国電力西部水力センター	広島県	山口県	大竹市	岩国市	和木町				中国電力	ＬＰガス協会	ＮＴＴ西日本 山口支店	ＪＲ西日本	西日本高速道路 中国支社	いわくにバス	大竹タクシー				
【ダム】 ・異常時洪水時防災操作3時間前情報 ・異常時洪水時防災操作1時間前情報 ・異常時洪水時防災操作（開始）情報 【洪水・内水】 ・氾濫危険水位超過 ・大雨特別警報（浸水害） 【土砂災害】 ・大雨特別警報（土砂災害） ・土砂災害発生 【高潮災害】 ・高潮特別警報 ・高潮災害発生	レベル4	ダム施設の対応	弥栄ダム異常洪水時防災操作（3時間前）	弥栄ダム管理者は、弥栄ダムの水位が洪水時最高水位に到達することが予想され、異常洪水時防災操作への移行が予想される場合における、異常洪水時防災操作移行の概ね３時間前に、太田川河川事務所、大竹市、岩国市、和木町、警察、消防に対して通知を行う	111	113				○			●				○	○	○	○	○									○			
		ダム施設の対応	異常洪水時防災操作（1時間前）	弥栄ダム管理者は、弥栄ダムの水位が洪水時最高水位に到達することが予想されることに伴う、異常洪水時防災操作移行の概ね１時間前に、太田川河川事務所、大竹市、岩国市、和木町、警察、消防に対して通知を行う	112	113				○			●				○	○	○	○	○									○			
		ダム施設の対応	一般への通知	弥栄ダム管理者は、各警報地点で水位上昇が予想される1時間前にサイレン又は疑似音の吹鳴等により一般に対して通知を行う	113	113							●																	○			◎
		ダム施設の対応	異常洪水時防災操作（開始）	弥栄ダム管理者は、弥栄ダムの水位がただし書き操作開始水位に到達し、異常洪水時防災操作へ移行した時、太田川河川事務所、大竹市、岩国市、和木町、警察、消防に対して通知を行う	114	113				○			●				○	○	○	○	○									○			
		防災気象情報	大雨特別警報（土砂災害）発表	気象台が大竹市、岩国市、和木町に大雨特別警報（土砂災害）を発表する	115			●	●								○	○	○											○			
		防災気象情報	高潮特別警報発表	気象台が大竹市、岩国市、和木町に高潮特別警報を発表する	116			●	●								○	○	○											○			
		防災気象情報	洪水予報（氾濫危険情報）発表	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき又は氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、気象台および太田川河川事務所が洪水予報（氾濫危険情報）を発表する	117	85	●	●	●	●					○	○	○	○	○		○									○			
		タイムライン運用情報	タイムラインレベル4移行周知	タイムラインレベルの移行が必要な場合、大竹市、岩国市、和木町が全機関に対してタイムラインの移行を周知する。	118	87		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		避難情報	浸水想定区域 避難勧告発令	氾濫危険水位に到達し、さらに上昇する見込みがある場合に、大竹市、岩国市、和木町が住民に対して避難勧告の発令を防災無線や広報車及び緊急速報メール等で周知する ※災害発生の恐れが高い場合等の状況によって氾濫危険水位到達前に避難勧告を行う場合がある	119	86	●										●	●	●														◎
		ライフラインの防災対応	特設公衆等の設置検討	避難対象エリアの通信確保に関する情報を受け特設公衆等の設置の検討する。	120			□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□
		緊急速報メール	洪水予報のプッシュ型配信	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、大竹市及び和木町の住民に対して、氾濫危険水位に到達したことを、緊急速報メールで周知する。	121	91	●	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	◎
		各機関防災体制情報	災害対策本部設置【第一次非常体制】	氾濫危険水位を超過し、さらに水位の上昇が認められる場合に、水防本部から災害対策本部へ移行、大竹市、岩国市は第一次非常体制とする	122	88	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		交通規制情報	避難誘導	大竹市、岩国市、和木町は、住民の避難誘導の必要性がある場合、警察へ伝達し警察は避難誘導を行う	123	89											●	●	●		○												◎
		各機関防災体制情報	非常体制	計画高水位以上の洪水が予想される場合、又は洪水によって重大な被害が発生する恐れがある場合、太田川河川事務所が非常体制を発令する	124	90	●	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		報道機関の対応	避難情報の報道	報道機関が避難勧告等の報道を行い、住民へ避難を促す	125	92		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎
		避難情報	避難指示(緊急)の検討	大竹市、岩国市、和木町は、避難指示（緊急）発令の検討をおこなう	126												●	●	●														
		気象情報	大雨特別警報発表	数十年に一度の降雨量となる雨量が予想される場合に、気象台が大雨特別警報を発表する	127	93	●	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		緊急速報メール	大雨特別警報の緊急速報メール	大雨特別警報が発表された場合に、緊急速報メールにより住民へ周知する	128	94	●	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		水防活動	災害対策機械（排水ポンプ車、照明車）の派遣要請	必要に応じて広島県、山口県、大竹市、岩国市、和木町が国に対して災害対策機械の派遣を要請する	129	103	●			○							●	●	●														
		水防活動	災害対策機械（排水ポンプ車、照明車）の派遣	広島県、山口県、大竹市、岩国市、和木町から派遣要請があった場合に、国が災害対策機械を派遣する	130	104		□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		各機関防災体制情報	災害対策本部設置【第二次非常体制】	特別警報が発表または発表の可能性があり、相当規模の災害発生もしくは発生の恐れがある場合に、大竹市、岩国市が第二次非常体制を発令する	131	95		□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		各機関防災体制情報	災害対策本部設置【緊急非常体制】	特別警報が発表された場合に大竹市、岩国市は緊急非常体制とする	132	96		□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		ライフラインの防災対応	【電気】・【通信】供給停止	暴風による停電箇所が確認された場合に、ライフライン機関（中国電力・NTT西日本）が関係機関および住民に対して停電状況をホームページ等で伝達、周知する	133	97									○	○	○	○	○	○	○		●		●					○			◎

小瀬川水防災タイムライン　＜防災行動項目案＞

①関係機関で連携が必要な行動項目
●：主体となる機関（情報発信も含む）
○：支援・協働する機関（情報受信も含む）

②関係機関で周知・共有していくべき行動項目（先読み・参考情報）
■：主体となる機関
□：情報を確認する機関

◎:住民の防災行動に関わる場合に記載
赤字:第1回検討会のご意見反映箇所

状況・気象情報等	ＴＬ レベル	防災行動項目					避難勧告型記載項目	役割																								
								国					ダム		県		市町			消防	警察	陸上自衛隊	ライフライン			交通				報道機関	医師会	中国建設弘済会	住民
		第１階層	第2階層	第３階層	No.	旧No.		広島地方気象台	下関地方気象台	太田川河川事務所	広島国道事務所	山口河川国道事務所	弥栄ダム管理所	中国電力西部水力センター	広島県	山口県	大竹市	岩国市	和木町				中国電力	ＬＰガス協会	ＮＴＴ西日本 山口支店	ＪＲ西日本	西日本高速道路 中国支社	いわくにバス	大竹タクシー				
		ホットライン	ホットライン（重大被害の可能性）	気象台から大竹市、岩国市、和木町へ大雨特別警報の発表と今後の降雨状況及び重大な被害が起こる可能性等を助言する	134	98	●	●	●								○	○	○														
		避難情報	避難勧告の周知	気象台からの大雨特別警報と今後の降雨状況等の助言を受け、住民へ再度避難勧告を周知し、避難を促す	135	99											●	●	●														◎
		ライフラインの防災対応	特設公衆等の設置検討	避難対象エリアの通信確保に関する情報を受け特設公衆等の設置の検討する。	136	100		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□
		報道機関の対応	避難情報、ライフライン停止の報道	報道機関が避難指示（緊急）やライフライン停止の状況等の報道を行い、住民へ命を守る避難を促す	137	100		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎
		河川施設等の対応	樋門操作員への避難指示	太田川河川事務所は、氾濫危険水位を超過し、さらに上昇する見込みがあり、樋門の操作が安全に行えないと判断される場合には、国が管理する樋門について、大竹市、岩国市に対して樋門操作員の避難を指示する	138	101	●			●							○	○															
		河川施設等の対応	樋門操作員へ避難を指示	樋門操作員への避難指示をされた場合に、大竹市、岩国市が樋門操作員の避難を行う	139	102	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		交通規制情報	道路通行止め	道路の通行止めを実施する場合に、道路管理者である西日本高速道路は県に対して道路の通行止めを伝達し、県は道路ナビ等により周知する	140	106									○	○											●						
		交通規制情報	道路通行止め	道路の通行止めを実施する場合に、道路管理者である国は関係機関に対して道路の通行止めを伝達し、県は道路ナビ等により周知する	141	105					●	●			●	●	○	○	○	○	○						○			○			
		交通規制情報	交通誘導	交通誘導の必要性がある場合に、警察は交通誘導を行い道路管理者へ伝達を行う	142	107					○	○			○	○					●												
		鉄道の運休対応	【鉄道】運行停止の周知	鉄道の計画運休が実施されない場合に、鉄道会社が運行停止の判断を行い運行停止について駅やホームページ等への掲載を行い、報道機関に対して伝達、周知する※台風により事前に計画運休の必要性があると判断された場合	143	108		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	
		バスの運休対応	【バス】運行停止の周知	バスの計画運休が実施されない場合に、バス会社が運行停止の判断を行い運行停止について利用者や報道機関へホームページや テレビ・ラジオ等で周知する	144	109																						●		○			◎
		タクシーの運休対応	【タクシー】運行停止の周知	タクシーの計画運休が実施されない場合に、タクシー会社が運行停止の判断を行い運行停止について利用者や報道機関へホームページやテレビ・ラジオ等で周知する	145	110																							●	○			◎
		報道機関の対応	交通規制、鉄道、バス、タクシーの運行状況の報道	報道機関が交通規制や鉄道、バス、タクシーの運行状況の報道を行い、住民へ命を守る避難行動を促す	146	111		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎
		ホットライン	ホットライン（ダム異常洪水時防災操作）	ダム管理事務所において異常洪水時防災操作を行うことが予想される場合に、ダム管理者から大竹市、岩国市、和木町へ伝達する	147	112				○			●				○	○	○	○	○												
		避難情報	避難指示(緊急)の発令	大竹市、岩国市、和木町は、避難指示（緊急）発令をおこなう	148												●	●	●													
		避難情報	緊急避難広報	大竹市は、地域住民へ個別に車両等で緊急避難広報をおこなう	149												●															
		避難情報	避難指示(緊急)の周知	ダム管理者から異常洪水時防災操作の予告を受け、住民へ再度避難指示（緊急）を周知し、命を守る行動を促す	150	114											●	●	●	○													◎
		各機関防災体制情報	災害対策本部設置【緊急非常体制】	被害が特に甚大である時、または大規模災害の発生を免れない場合に、大竹市、岩国市が緊急非常体制を発令する	151	115	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

小瀬川水防災タイムライン　＜防災行動項目案＞

①関係機関で連携が必要な行動項目
●：主体となる機関（情報発信も含む）
○：支援・協働する機関（情報受信も含む）

②関係機関で周知・共有していくべき行動項目（先読み・参考情報）
■：主体となる機関
□：情報を確認する機関

◎:住民の防災行動に関わる場合に記載
赤字:第1回検討会のご意見反映箇所

状況・気象情報等	ＴＬ レベル	防災行動項目					避難勧告型記載項目	役割																									
								国					ダム		県		市町			消防	警察	陸上自衛隊	ライフライン			交通				報道機関	医師会	中国建設弘済会	住民
		第１階層	第2階層	第３階層	No.	旧No.		広島地方気象台	下関地方気象台	太田川河川事務所	広島国道事務所	山口河川国道事務所	弥栄ダム管理所	中国電力西部水力センター	広島県	山口県	大竹市	岩国市	和木町				中国電力	LPガス協会	NTT西日本山口支店	JR西日本	西日本高速道路中国支社	いわくにバス	大竹タクシー				
【洪水・内水】 ・氾濫発生情報	レベル５	タイムライン運用情報	タイムラインレベル5移行周知	タイムラインレベルの移行が必要な場合および氾濫が発生した場合、大竹市、岩国市、和木町が全機関に対してタイムラインの移行を周知する。	152	117		○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		防災気象情報	洪水予報(氾濫発生情報)発表	氾濫が発生した場合に、気象台および太田川河川事務所が洪水予報（氾濫発生情報）を発表する	153	116	●	●	●	●					○	○	○	○	○		○									○			
		ホットライン	ホットライン(堤防決壊の伝達)	太田川河川事務所から大竹市、岩国市、和木町へ堤防決壊の発生が確認された場合に堤防決壊の伝達を行う	154	118	●			●							○	○	○													
		災害発生情報	災害発生情報の発令	氾濫が発生した場合に、大竹市、岩国市、和木町が住民に対して災害発生情報の発令を行い、命を守る行動を促す	155	119	●										●	●	●	○												◎
		緊急速報メール	洪水予報のプッシュ型配信	氾濫が発生した場合、大竹市及び和木町の住民に対して、氾濫が発生したことを、緊急速報メールで周知する	156	120	●	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	◎
		報道機関の対応	堤防決壊の報道	報道機関が河川堤防の決壊等の報道を行い、住民へ命を守る避難行動を促す	157	121		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎
		緊急対応	河川緊急復旧開始	氾濫が発生した場合に、太田川河川事務所が河川の緊急復旧を開始する	158	122	●	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		各機関防災体制情報	災害対策本部【第３次非常配置】	災害の発生又は非常事態の切迫及び第２次非常配置体制では十分な防災活動ができないと認められる場合に、大竹市が災害対策本部第３次非常配置発令を発令する	159	123		□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		各機関防災体制情報	堤防調査委員会設置	堤防決壊の発生が確認された場合に、太田川河川事務所が堤防調査委員会を設置し、被災要因の究明を行う	160	123	●	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		緊急対応	自衛隊への災害派遣要請	大竹市、岩国市、和木町から県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を行い、県知事は自衛隊に対して災害派遣要請をおこなう	161	128	●								●	●	●	●	●			○											
		緊急対応	自衛隊派遣	県知事からの要請を受け、自衛隊は救助活動を行う	162	129		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		緊急対応	TEC-FORCEの派遣要請	被害状況によりTEC-FORCEの支援が必要と判断される際に、県、市が太田川河川事務所、広島国道事務所、山口河川国道事務所に対してTEC-FORCEを要請する	163	134	●			○	○	○			●	●	●	●	●														
		緊急対応	TEC-FORCEの活動実施	県・市からのTEC-FORCEの要請に対して、太田川河川事務所、広島国道事務所、山口河川国道事務所がTEC-FORCEを派遣し活動を実施する	164	135	●	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		緊急対応	防災エキスパート等の派遣要請	太田川河川事務所は中国建設弘済会に対して防災エキスパート派遣要請をおこなう	165	124	●			●																						○	
		緊急対応	防災エキスパート等の派遣	太田川河川事務所からの要請を受け、被災箇所の状況把握をおこなう	166	125	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□
		緊急対応	医療機関の被害状況把握	医療救護班（JMAT）の派遣要請に備え医療が提供できる機関の確認をおこなう	167			□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□
		緊急対応	JMAT等の派遣要請	県知事もしくは市町長は医師会に対して医療チームおよび医療救護班（JMAT）の派遣要請をおこなう	168	126	●								●	●	●	●	●													○	
		緊急対応	JMAT等の派遣	県知事もしくは市町長からの要請を受け、避難所ニーズに応じた活動をおこなう	169	127	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□
		ライフラインの防災対応	【電気】・【通信】供給停止	浸水被害による停電箇所が確認され場合に、ライフライン機関（中国電力・NTT西日本）が関係機関および住民に対して停電状況をホームページ等で伝達、周知する	170	130									○	○	○	○	○	○	○		●		●					○			◎
		ライフラインの防災対応	【水道】供給停止	水道の供給停止が確認された場合に、ライフライン機関が関係機関および住民に対して 供給停止を伝達、周知する	171	131									○	○	●	●	●	○	○									○			◎
		ライフラインの防災対応	【ガス】ガス供給停止	ガスの供給停止が確認された場合に、LPガス事業者は各個別事業者による復旧を行う	172	132		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		ライフラインの防災対応	LPガス等の調達の要請	災害時に避難所で使用するLPガス等を調達する必要がある場合、大竹市、岩国市、和木町は、LPガス協会へ要請をおこなう	173	132											●	●	●					○									
		ライフラインの防災対応	【ガス】LPガス等の調達	大竹市、岩国市、和木町からの要請を受け、LPガス協会はLPガス等の供給をおこなう	174	132											○	○	○					●									
		緊急対応	被害状況の把握	災害が発生した際に国は、国の河川管理施設及び道路管理施設の被害状況の把握を行う	175	133	●	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		緊急対応	県内広域消防応援要請	被害状況により広域連携が必要と判断される場合に、大竹市、岩国市、和木町が他市（消防）に対して広域連携の要請をする	176	136	●	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		緊急対応	緊急消防援助隊応援要請	被害状況により広域連携が必要と判断される場合に、大竹市、岩国市、和木町が県知事に対して広域連携の要請をする	177	137									○	○	●	●	●	○													
		交通規制情報	道路啓開(放置車両等の撤去)	瓦礫等で通行できない道路について、道路管理者である国、県、西日本高速道路は啓開作業を行う	178	138		□	□	□	■	■	□	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□
		ライフラインの防災対応	早期復旧対応と復旧見込み	電気、通信、水道の復旧作業の実施と復旧見込みをそれぞれの機関が周知する。 ※LPガス事業者は各個別事業者による復旧を行う	179	139		□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	□	■	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□
		緊急対応	今後の運行状況の周知	鉄道、バスおよびタクシーの今後の運行再開見込み等を周知する	180	140		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	■	■	□	□	□	□
		緊急対応	被害状況の公表	被害状況の取りまとめ後、国が被害状況や調査結果について公表する	181	141	●	□	□	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
		報道機関の対応	被害状況、ライフライン停止の報道	災害が発生した際に、報道機関が各地域の被害状況やライフライン停止の状況等について報道する	182	142		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	◎